

(参考)

施行 職首発 0204 第 2 号  
職雇企発 0204 第 1 号  
平成 28 年 2 月 4 日  
改正 職首発 0329 第 2 号  
職雇企発 0329 第 2 号  
平成 29 年 3 月 29 日  
改正 職首発 0330 第 19 号  
職雇企発 0330 第 3 号  
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局  
首席職業指導官  
雇用開発部雇用開発企画課長

### 警備業人材確保対策の実施について

職業紹介関係業務及び雇用管理指導援助業務の推進については、日頃から御尽力いただき感謝申し上げます。

警備業については、雇用情勢が改善する中で新規求人倍率の上昇幅が大きく、有効求人倍率は他業種と比べて高くなっており、警備業のミスマッチを改善することが喫緊の課題となっている。

また、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、開催に当たっては、警備業に従事する人材の不足が見込まれるため、これに向けて更に支援の強化を図る必要があることから、貴職におかれては、下記の取組をお願いする。

なお、取組の実施に当たっては、必要に応じて、各都道府県の警備業協会等地域の関係団体等と連携して実施すること。

### 記

#### 1 求職者に対する支援の内容

各安定所において、以下に掲げるような支援策を積極的に講ずるよう努めること。

##### (1) 警備業における就業に関する情報提供等

安定所においては、警備業における就業未経験者等警備業での就業に関心があ

るものの、経験・資格を有していない者に対し、警備業に関するパンフレットの配布やセミナーの開催等により、警備業の職種に関する理解を深めること。

(2) 予約制・担当者制を活用したきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援

長期の職業上のブランクがある者、警備業での就業に関心があるものの経験・資格を有していない者等求職者の状況や希望等に応じて、予約制・担当者制を活用した支援を実施すること。

2 求人者に対する支援の内容

各安定所において、以下に掲げるような支援策を積極的に講ずるよう努めること。

(1) 求人受理時の要件緩和

警備業の職種に係る求人の受理に当たって、求人条件、特に業務の内容、深夜勤務の頻度等の労働条件、教育訓練及び福利厚生面について求人者から十分聴取するとともに、求職者の希望収入、希望勤務時間などの資料を提示しつつ、求人条件が可能な限り求職者のニーズに沿ったものとなるよう助言・指導を行うこと。

(2) 事業所情報の収集及び提供

求職者と求人者のニーズの相違に基づくミスマッチを解消するため、警備業における就業の特性を考慮し、労働条件のほか、キャリアアップの考え方、教育訓練、福利厚生等について詳細に把握するなど事業所情報の把握・蓄積に努め、職業相談において求職者に提供する等活用に努めること。

(3) 求人充足に向けたコンサルティングの実施

求人が充足しない原因として、賃金、勤務時間等の求人条件が求職者の希望条件に満たない場合や、求人票の記載が不明確である場合等が考えられることから、求職者が希望する求人条件、実際に充足した求人の求人条件についての情報提供、当該情報に基づく求人条件の設定・変更の提案、分かりやすい求人票の作成等について、個々の求人者のニーズを十分に踏まえつつ、求人票作成に係るリーフレット等を活用し、一定の時間を設けて綿密かつきめ細かな相談・援助を行うこと。

なお、警備業においては、社会保険の未加入率が高いことから、安定所に申し込まれる求人において、厚生年金等への加入が適正な内容で明示されるよう、平成22年6月14日付け職発0614第3号「厚生年金等及び労働保険への加入が適正に明示されていない求人への対応について」により、加入の確認と指導を行うこと。

(4) 求職者情報の積極的な提供

求人者のニーズに基づき、当該求人に適合すると判断する求職者を選定し、応募の意思を確認した上で、求人者に紹介するなど求人側からの能動的なマッチングを推進すること。

3 警備業におけるマッチング促進を図る取組の実施

各安定所において、以下に掲げるような支援策を積極的に講ずるよう努めること。

(1) 求職者の警備業での就業に関する理解を深める取組

#### ①パンフレットの配布

警備業を行う企業や関係団体等からパンフレットの設置依頼があった場合は、安定所にパンフレットを設置するとともに、必要に応じて求職者に配布すること。

#### ②警備業での就業に関するセミナー

警備業の仕事の内容、就業するに当たっての心構えなど、警備業での就業に関するセミナーを開催し、警備業の職種について、求職者の理解を深めることにより、警備業への就業を希望する求職者が増加するよう努めること。

#### ③現場見学会や求人説明会等

現場の見学会や求人説明会、事業主との懇談会、従業員等との意見交換会等を開催し、警備業での就業に関する理解を促進し、求職者自身の適性を見極めを行う機会とするとともに、求人者が求職者に自社で働くことのメリット等についてアピールする機会とすること。

なお、こうした取組は、特に、職場の実情や職業の内容等の理解の促進が必要な若年者や初めて警備業での就業を希望する者を対象として、積極的に実施すること。

#### ④管理選考や就職面接会、ツアー型面接会等の実施

警備業の求人については、求人公開によるマッチングのほか、事業所担当部門が、求人事業主の意向を踏まえつつ、求人条件等が比較的よい求人を中心に管理選考、小規模の就職面接会、トライアル雇用助成金対象者を中心としたトライアル雇用面接会の開催など、求人充足に向けた効果的な方法を実施すること。

実施する安定所は、各労働局の別紙の安定所とし、就職面接会、事業所見学会と就職面接会を同時に行うツアー型面接会を年4回は実施すること。なお、必要に応じて、地域の関係団体や他の安定所、労働局と連携すること。

### (2) 事業所の雇用管理改善・人材確保に関する理解を深めるための取組

求人窓口職員は、求人受理時や求人充足に向けたコンサルティングの実施時に、本省が作成したリーフレット「取り組みませんか? 「魅力ある職場づくり」で生産性向上と人材確保」(別途配布予定)や「人材確保に「効く」事例集」(平成29年度版)(労働局及び安定所に配布)等を使用し、人材確保の効果を高めるためには雇用管理改善を行うことが重要である旨を説明し、理解を求めること。

その際、事業主からの相談・質問があった場合又は事業主に対する助言・指導の必要性が認められた場合には、当該事業主が抱える雇用管理上の課題やその原因の所在の明確化などに向け一定程度のやりとりを行った上で、雇用管理指導援助業務等の担当職員につなぎ、必要に応じて、指導援助等を継続すること。

#### 記の3 (1) ④の安定所一覧

労働局	安定所	労働局	安定所
北海道	札幌	滋賀	大津
青森	青森	京都	京都西陣

岩手	盛岡	大阪	大阪東、阿倍野、布施、堺、枚方、池田、茨木
宮城	仙台	兵庫	神戸、西宮、姫路、加古川、伊丹、尼崎
秋田	秋田	奈良	奈良、大和高田
山形	山形	和歌山	和歌山
福島	福島、郡山	鳥取	鳥取、米子
茨城	水戸、土浦	島根	松江
栃木	宇都宮	岡山	岡山
群馬	前橋	広島	広島東、福山
埼玉	川口、熊谷、大宮、川越	山口	山口
千葉	千葉、松戸、成田、船橋	徳島	徳島
東京	池袋、足立、八王子、渋谷、立川、木場、墨田	香川	高松
神奈川	横浜、藤沢、川崎北、港北、川崎	愛媛	松山
新潟	新潟	高知	高知
富山	富山	福岡	福岡中央、小倉
石川	金沢	佐賀	佐賀
福井	福井	長崎	長崎
山梨	甲府	熊本	熊本
長野	松本	大分	大分
岐阜	岐阜	宮崎	宮崎
静岡	静岡、浜松、沼津	鹿児島	鹿児島
愛知	名古屋中、名古屋南、名古屋東	沖縄	那覇
三重	津		